

事例検討会における患者情報保護に関するガイドライン

患者の個人情報（プライバシー）の保護は、作業療法士に課せられた義務である。当然ながら事例報告に際しては、個人の特定ができないようにする配慮が必要である。

以下の各項目に記述された事項は、疾病の提示・理解に必要な不可欠である場合を除いて、可能な限り遵守されるべきである。

1. 患者の氏名・イニシャル・雅号・生年月日は記述しない。
 2. 患者の人種・国籍・出身地・現住所・職業歴・既往歴・家族歴・宗教歴・生活習慣・嗜好は、報告対象疾患との関連性が薄い場合は記述しない。
 3. 日付は記述せず、第一病日・3年後・10日前といった記述法とする。
 4. 発表者名および所属等については記述しない。
 5. 事例報告にあたって、当事者・家族・所属施設等の了解を事前に得られるよう努力すること。
-
-